

第4回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～ 沖縄地域における電力システム改革の方向性について～

平成25年12月9日(月)

「電力システム改革専門委員会報告書」(平成25年2月8日取りまとめ)、「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月2日閣議決定)においては、沖縄地域(沖縄電力の供給区域をいう。以下同じ。)における電力システム改革について、地域の特殊性を踏まえた改革を実施することとしている。

【参考1】電力システム改革専門委員会報告書(平成25年2月8日取りまとめ)(抄)

・小売全面自由化とそのために必要な制度改革

1. 小売分野への参入の全面自由化

(4) 沖縄における小売全面自由化

沖縄電力の供給区域においては、過去の電気事業制度改革において、系統が他の地域から独立し、広域的な電力流通が実態として不可能であること、及び、区域内の離島需要が他の電力会社に比べて相対的に多いこと等の沖縄地域固有の事情を考慮し、他地域とは異なる自由化範囲が設定されてきた。また、現時点では自由化需要への新規参入実績が無い状況にある。

沖縄地域の固有の事情については一定の配慮が必要と考えられる分野も多いが、他方で需要家の選択肢の拡大、多様な電源の参入といった政策目的は、沖縄地域においても他の地域と何ら変わることはなく、その実現に向けて改革を進めることが求められる。したがって、沖縄地域についても原則として他の地域と同様の制度改革を進めることを基本とし、その上で、沖縄地域の特殊性にかんがみ一定の例外措置を設けるという考え方が適当である。具体的には、小売全面自由化は原則として実施し、卸電力市場の活性化や送配電部門の広域化・中立化等、その他の論点については、沖縄の特殊性も踏まえた制度とする。

【参考2】電力システムに関する改革方針(平成25年4月2日閣議決定)(抄)

・改革プログラム

今回の電力システム改革は、大きな事業体制変革を伴うものであり、関連する法令の手当等を含め、十分な準備を行った上で慎重に改革を進めることが必要である。このため、実施を3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら実行するものとする。

なお、**沖縄地域については、地域の特殊性を踏まえた制度とする。**

電力システム改革の速やかな実施に向け、関係省庁は連携して改革の内容の具体化を進めるとともに、法律案その他の制度的準備を整える。

沖縄地域については、自家用発電を除き、沖縄電力が電気の供給を行っている。沖縄電力の販売電力量は全国(10電力の販売電力量の合計)の1%弱。

沖縄地域の自由化対象需要家の範囲については、平成11年12月の電気事業審議会の答申に基づき、当初は「電気の使用規模2万kW以上、6万V電圧以上で受電する需要家」とされ、現在は特別高圧・2000kW以上の需要家が対象とされている。

10電力の販売電力量の実績(平成24年度)

	販売電力量(百万kWh)	全国比率(%)
北海道電力	31,184	3.7
東北電力	77,833	9.1
東京電力	269,032	31.6
中部電力	126,552	14.9
北陸電力	28,075	3.3
関西電力	141,754	16.7
中国電力	58,647	6.9
四国電力	27,410	3.2
九州電力	83,787	9.8
沖縄電力	7,314	0.9
10電力計	851,590	100.0

(出所)電気事業便覧(平成25年版)より作成

電気事業審議会 基本政策部会・料金制度部会「制度答申」
(平成11年12月2日)

第三部 最終保障約款、需要場所等の考え方

論点3 沖縄電力の自由化の範囲について

沖縄電力株式会社は、他の電力会社に比べて事業規模が小さく、総需要に占める離島需要のウェイトも高いことから、ユニバーサルサービスの達成に関する要請が一段と強いと考えられる。

したがって、**沖縄電力株式会社の自由化対象需要家の範囲については、当面、電気の使用規模2万kW以上、6万V電圧以上で受電する需要家とすることが適当**である。

一方で、他の電力会社と同様、沖縄電力株式会社についても、部分自由化による効率化の成果を全ての需要家に行き渡らせることが求められるが、自由化の範囲を上記のとおりとする以上、**沖縄電力の自主的な経営効率化は、経営自主性の拡大に資する制度改革を踏まえつつ、一層強く要請される**と考えられる。

沖縄地域は、

広大な海域に島が点在しており、独立した小規模な電力システムが必要であること(沖縄本島を含む38の有人の島々に電力を供給)

沖縄地域以外の他地域(以下「本土」という。)の電力システムと連系されておらず、広域融通の枠外であり、また卸電力取引所を通じた電力取引も不可能であること

電力需要が小さく、また地理的・地形的制約等から大規模な原子力発電や水力発電が困難であり、火力発電に依存せざるを得ないこと

等の電力供給面における構造的な特殊性を抱えており、本土と比べて電気料金が低い状況。

沖縄電力は、こうした沖縄地域の構造的な特殊性に直面しながら、本土並みの料金水準の確保を経営目標に掲げている。

電気料金の比較(電灯・電力計)

(単位:円/kWh)

沖縄	九州	四国	関西	北陸	中部	中国	東京	東北	北海道
21.14	17.22	17.89	18.19	14.45	16.18	16.06	20.34	18.97	19.01

(注) 東京電力は平成24年7月、関西・九州電力は平成25年4月、東北・四国・北海道電力は平成25年8月、北陸電力は平成20年3月、中部電力は平成20年4月、中国・沖縄電力は平成20年9月料金改定ベース。

離島の販売電力量・料金の割合(沖縄電力)

販売電力量(2012年度)
(全社7,313百万kWh)



(出所)沖縄電力資料

電灯・電力料金(2012年度)
(全社1,568億円)



離島の販売電力量、電灯・電力料金ともに沖縄電力全体の販売電力量、電灯・電力料金の10%弱を占める。

電力システムを有する沖縄の島々



現在各分野において検討が進められている制度設計案やその方向性については、原則として沖縄地域においても本土と同様の整理としつつも、一部についてはその特殊性を踏まえ、適用の是非を慎重に検討することが重要。

1. 小売全面自由化・託送制度関連

項目	沖縄地域における取り扱い(案)
小売全面自由化 (電気の小売業への参入の全面自由化)	本土と同様の制度とする。 「電力システム改革専門委員会報告書」では、沖縄地域においても小売全面自由化を原則として実施することとしている。
最終保障サービス、離島ユニバーサルサービス	本土と同様の制度とする。
託送制度の見直し (低圧託送制度の創設、託送供給約款の事前認可制、自己託送の制度化)	本土と同様の制度とする。
同時同量制度の見直し (計画値同時同量を導入する)	本土と同様の制度とする。
経過措置約款の適用範囲	現在、沖縄地域において規制部門とされている2000kW未満の需要家を対象とする。

2. 卸市場活性化関連

項目	沖縄地域における取り扱い(案)
卸規制の見直し	本土と同様の制度とする。
卸市場活性化に向けた取組	これまで沖縄電力との間で長期的に売電されてきた卸電気事業者の電源を、新電力等にも活用できるよう、売電先の多様化に向けた取り組みを検討する。

3. 広域的運営推進機関関連

項目	沖縄地域における取り扱い(案)
広域的運営推進機関が行う業務	供給計画の取りまとめや系統アクセス業務等一般的な業務やルールは、沖縄地域についても対象とする一方、広域周波数調整等の広域系統運用を前提とした業務やルールについては、沖縄地域においては対象外とする(今後、対象とならない業務やルールの洗い出しを行う)。
広域的運営推進機関が作成するルール	

4. 供給力確保義務・容量市場・電源入札制度関連

項目	沖縄地域における取り扱い(案)
小売電気事業者の供給力確保義務	本土と同様の制度とする。ただし、沖縄地域においては、本土よりも多くの予備率が必要になるという特性があるため、系統運用者が確保すべき調整力の量やスペックについては、この特性を考慮した上で決定する。
容量市場	容量市場については、第2回制度設計ワーキンググループにおいて、課題も多くどのような仕組みが適切か追加的な検討を行うこととされていることから、沖縄地域において適用するかどうかについても、これを踏まえて引き続き検討。
広域的運営推進機関による電源入札制度	沖縄において必要な電源を広域的運営推進機関による電源入札制度により建設した場合には、原則として本土と同様の条件(例えば、本土において市場で活用できるようにする場合、沖縄地域においては利用者を公募する等)を付すとともに、沖縄地域の電気事業者(ひいては需要家)から回収する制度とする(同様に、本土において必要な電源の建設費用は本土の電気事業者から回収)。

5. 1時間前市場・インバランス料金関連

項目	沖縄地域における取り扱い(案)
1時間前市場の開設、市場の運営主体	1時間前市場は全国市場として開設する予定だが、沖縄地域は取引の対象外となる見込み。
インバランス料金の水準	インバランス料金については、前日スポット市場や1時間前市場が沖縄地域において成立しない可能性が高いことから市場連動価格とすることが困難であり、需給調整に必要なコストに見合った料金水準とすることを基本方針としつつ、本土とは別途算定することが必要。

6. 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保

項目	沖縄地域における取り扱い(案)
法的分離の実施	<p>沖縄地域固有の特殊性、すなわち</p> <p>(1) 本土から独立した単独かつ小規模な電力系統であるため、需給調整で生じるリスクを広域融通を通じて低減させることが不可能であり、また、1機の発電機の脱落が系統に与える影響が非常に大きい等、需給調整・周波数維持の両面から、系統運用が本土の系統と比較して特殊であり、多様な事業者の新規参入を促すとしても、系統運用者は本土と比較してより一層個別の需要を注視しながら電源の運用を行わなければならない、といった実態があること</p> <p>(2) このため、沖縄地域においては、連系線を介した電力間競争が想定されず、「多様な発電事業者・小売電気事業者に対する送配電部門の中立性を確保する」こと以前の問題として、まず、多様な発電事業者や小売電気事業者の参入をいかに促すかが課題であり、さらに、沖縄地域においては、小規模な系統であるために、発電事業者や小売電気事業者に対して、本土と比較して個別の需要家の電力需要の状況に応じたより弾力的な電源の運用(=系統運用者の指示に瞬時に対応することが可能な電源の保有)を求めることも考えられ、系統運用者が保有すべき調整力の水準等、安定的な系統運用のために沖縄地域の実情を踏まえた検討が必要であること</p> <p>といった点を踏まえ、沖縄地域における法的分離については将来的な検討課題としつつ、当面はまず、小売電気事業者がどのような電源を活用し、どのような料金メニューで需要家(消費者)の多様なニーズに応えていくのか、という課題への対応、すなわち多様な発電事業者・小売電気事業者の新規参入の促進と、需要家の選択肢拡大の実現に向けた取組を中心に検討していくことが適当。</p> <p>また、法的分離が実施されない間であっても、託送供給約款の認可や行為規制等、送配電事業者に課される義務については、厳格な規制を当然課すこととし、送配電事業者の中立性の確保を図ることとする。</p>